

第1章から第6章までの変更点について

1 計画名称の変更

本計画は、「墨田区保育所整備指針」（平成24年9月策定）、「墨田区保育所整備指針に基づく取組方針」（平成26年12月策定）及び「墨田区保育所等整備計画」（平成27年9月策定）を一本化すること及び公設保育所の整備計画であることを明確にすることを理由として、計画の名称を次のとおり変更した。

変更後	墨田区公設保育所整備計画
変更前	墨田区保育所等整備計画

2 第1章5「計画の前提」追加と修正（本編P.3）

・(2)用語解説の追加

計画名称の変更に伴い、次の文言を追加した。

- ア「公設保育所」の用語解説
- イ「民設保育所」の用語解説

・(3)区域の設定の文言修正

区域を「北部地域」と「南部地域」に設定した理由を明確にした。

3 第3章3「保育所に係る経費」の記載内容の一部削除（本編P.11）

幼児教育・保育の無償化が保育料収入の減少の要因であるとの誤解を与えかねないことから、文言の一部及びそれに伴う図を削除した。

削除箇所（11月議会報告墨田区保育所等整備計画（案）P.11～12）

- ・国の幼児教育・保育無償化に係る文章を削除
- ・「図3-4 保育料収入の推移」及び「図3-5 私立認可保育所における子ども一人当たりに係るコスト」を削除

第7章 再整備計画

1 公私連携制度の導入予定園及び導入時期

保育園名	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
あおやぎ			公私連携型保育所						認可保育所等		
亀沢							公私連携型保育所				(至) 14年度

2 公私連携制度の導入検討園

(1) 文花保育園

平成29年度から令和3年度までの5年間における定員充足率は高く、今後も同様の保育需要が見込まれるため引き続き公私連携制度の導入の検討を進めていく。

(2) その他の民間活力導入の方向性

今後の社会情勢の変化や施設の改築の必要性等に照らし、民間活力導入の効果が認められる園についてはその可否について随時検討を行う。

3 適正配置検討園

(1) 鐘ヶ淵北保育園

周辺に4園（水神保育園、しらひげ保育園、すみだ保育園、梅若保育園）の公設保育所が配置されている。平成29年度から令和3年度までの5年間における定員充足率は減少傾向にあり、公設保育所全29園のうち定員充足率が80%を下回るのは本園のみとなっている。今後も本園の定員充足率の増加は見込まれないため、施設の有効活用化など適正配置の検討を進めていく。

(2) 梅若保育園

鐘ヶ淵北保育園の周辺保育所の1つである。平成29年度から令和3年度までの5年間における定員充足率は高い水準を維持している。一方、この地域の待機児童は、令和元年度に解消されており、今後の保育需要の増加は見込めないため公私連携制度の導入は困難である。本園は区所有施設であり、改築に伴う保育定員の拡充や保育環境の向上及び保育内容の充実を図ることが可能であることから、今後は、周辺の保育園を本園に統合させることを想定し、施設の改築及び適正配置の検討を進めていく。

(3) その他の適正配置の方向性

今後の人口動態を踏まえ、各保育所における保育需要を注視しながら、適正配置の必要性が生じた園について随時検討を行う。

4 その他の課題検討園

(1) 押上保育園

シティハイム押上の併設施設であり、平成21年度から指定管理者制度を導入している。令和4年度から土地・建物の所有者が東武鉄道株式会社となり、区は保育園部分を賃借し運営を行っていく予定である。本園は、押上・とうきょうスカイツリー駅周辺まちづくり地区に配置されている園であることから、今後の方向性について検討を進めていく。

(2) 東駒形保育園

築年数が48年を経過しており長期修繕計画に基づく予防保全の推進を図る必要があるが、令和6年度に本所保健センターが移転予定であることから、今後の方向性について検討を進めていく。